

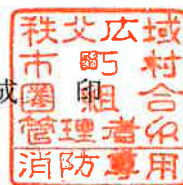
秩父広域市町村圏組合一般競争入札公告

秩父広域市町村圏組合告示第1号

公有財産（自動車）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び秩父広域市町村圏組合契約規則（令和2年秩父広域市町村圏組合規則第6号）第23条の規定に基づき告示する。

令和7年8月28日

秩父広域市町村圏組合
管理者 富田 能成



1 売却物件 (自動車)

財産名称	初度登録年月	排気量	走行距離	車検	予定価格 (入札保証金)
救急車	平成19年2月	2.69L	167,279km	一時抹消 登録済み	550,000 円 (55,000 円)
消防車	平成17年12月	6.40L	108,779km	一時抹消 登録済み	1,600,000 円 (160,000 円)

※ 走行距離は令和7年7月31日時点（救急車）、令和7年7月25日時点（消防車）の数値とする。

※ 予定価格とは、あらかじめ秩父広域市町村圏組合が定めた最低売却価格をいい、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 物件の詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）に公開する物件情報のとおりとする。

2 入札の手続

入札に関する手続については、公有財産売却システムを利用して行い、公有財産売却システムに公開する秩父広域市町村圏組合インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに係る規約（以下「ガイドライン等」という。）に従って実施する。